

## 「宮城県環境影響評価技術指針の改正」に対する技術審査会の指摘事項と県の対応

項目	平成29年2月21日 審査会意見	県の対応
動物	<p>内水面を冷却水の水源とする火力発電所は想定しないのか。内地で火力発電所を設置する場合、河川や内水面等への温排水や排水の影響が懸念されるのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【太田委員】</p>	<p>火力発電所を内地に立地する場合は、大量の冷却水を確保することが難しいことから、冷却塔方式や空冷方式を採用することが想定されます。このような方式は大規模な火力発電所に比べて排水量が少ないと考えられますが、温排水等の影響が懸念される河川・湖沼等の特性を踏まえ、動植物の影響についても参考項目として取り扱うこととします。</p> <p>また、プラント排水による影響を考慮し、施設稼働に伴う排水の水素イオン濃度及び有害物質の項目を追加します。</p>
累積的な影響	<p>たくさんできる火力発電所の複合影響を個々のアセスで技術的に計算することは難しい。少なくとも類似施設が周辺にあるかどうかというプロット調査は義務付けてもよいのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【山本（和）委員】</p>	<p>御指摘を受けまして、技術指針（地域特性の把握の条文）第三条第一項第二号のロ社会的状況の8に「その他必要と認める事項」の中で対応します。具体的には、今後、火力発電事業に関するマニュアル（追補版）の作成を考えていますので、その中に明記するなど対応を検討します。</p>
全般	<p>資料3-3参考項目一覧表の内、法等により排出規制がある項目はどれか示されたい。 【平野副会長】</p>	<p>別紙資料のとおりです。</p>
	<p>資料3-3について、火力発電に係る燃料（石炭、石油、LNG、バイオマス、PKS）の国外輸入の環境保全を担保するの必要は無いのか。</p> <p style="text-align: right;">【由井委員（*文書意見）】</p>	<p>燃料調達に係る環境影響評価はライフサイクルアセスメント（以下、LCA）の概念に含まれているものの、現在の法や条例の環境アセスメント手続きにおいては、具体的に事業者に対してこれを求める制度とはなっていないため、技術指針に記載することは難しいものと考えます。</p> <p>一方、今年5月から、合法伐採木材等の流通及び利用の促進や地球環境の保全を目的とした「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」が施行されており、国外の環境保全についても国レベルで対応が行われていくものと思われます。</p> <p>今後、事業者においては『環境保全措置』の一環として「合法伐採木材の利用を推進する」等の対応がなされるものと考えます。</p>
二酸化炭素	<p>サプライチェーン排出量の考え方について、環境アセスメント制度との整合がうまく取れていない状況である。これについて、宮城県としてどのように取り上げていくか、次回提示いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【山本会長】</p>	<p>環境影響評価制度は、事業の実施が環境に及ぼす影響を対象としていますが、サプライチェーン排出量の考え方は、組織LCAとも言われ、環境影響のみではなく、企業活動全体を管理し評価する指標であることから、環境影響評価制度の中でサプライチェーン排出量の考え方を取り入れることは難しいと考えます。</p> <p>なお、宮城県では「宮城県地球温暖化対策実行計画」を策定しており、その中で事業者の責務として環境マネジメントシステムの導入や環境教育の推進といった環境に配慮した経営を求めるなど、温室効果ガスの削減に向けた取組を行っております。</p>

